

第4部 市が率先して行う取組

第1章 市の取組

1 「エコオフィスプランいばらき（環境保全に向けた率先実行計画）」

（1）計画の概要

本市の環境に関する計画として「茨木市環境基本計画」を策定し、市民・事業者の方に環境配慮行動を呼びかけていますが、そのためにはまず本市自らが率先して行動することが必要です。

このような認識にたつて、本市自らが事業者・消費者であることを自覚し、環境への負荷の少ない職場をつくるため、環境保全に向けた率先実行計画である「エコオフィスプランいばらき」を策定しました。また、平成15年度の見直し時に「茨木市地球温暖化対策推進実行計画」と統合し、対象範囲を本庁舎から本市の機関が行う全ての事務・事業へ拡大し、目標も見直しました。

さらに平成20年度には新たな計画期間の設定と目標の見直しを行いました。計画期間は平成21年度から平成24年度までとし、具体的な目標や全職員が取り組むべき内容、その推進や点検体制を盛り込んでいます。

具体的には、大きく6つの取組の目標を定めています。まず、1つ目は「省エネルギー・節水」で、主なエネルギー源である電気・ガス・自動車燃料等の使用量の削減と節水に取り組みます。2つ目は「環境に配慮した事務用品等の購入・使用」で、グリーン購入の促進と用紙類の使用量抑制や低公害車等の購入に取り組みます。3つ目は「廃棄物等の排出抑制」で、普通ごみの減量に取り組みます。4つ目は「建築物の建築等に関する取組み」で、別途、平成19年度に定めている「公共工事に係る環境配慮手順書」に従い、環境に配慮した公共工事の実施に取り組みます。5つ目は「イベントに関する取組み」で、別途、平成19年度に定めている「エコイベント実施手順書」に従い、環境に配慮したイベントの実施に取り組みます。6つ目が「地球温暖化対策に関する取組み」で、15年度まで「茨木市地球温暖化対策推進実行計画」で取り組んできた内容を盛り込み、これまで以上に温暖化の抑制に努めます。

計画の推進や点検体制は、環境マネジメントシステムの考え方に基づいて「計画→実行→点検→見直し→計画」といった繰り返しで、継続的に取組を進めてきました。さらに、平成18年度にISO14001に基づく環境マネジメントシステムを構築し、平成19年度から実施、運用することによって、いっそう組織的、効果的に計画に取り組んでいます。

(2)「エコオフィスプランいばらき」の推進状況

「エコオフィスプランいばらき」では、本市の機関が行うすべての業務・事業を対象範囲とし、具体的な数値目標等を定めています。

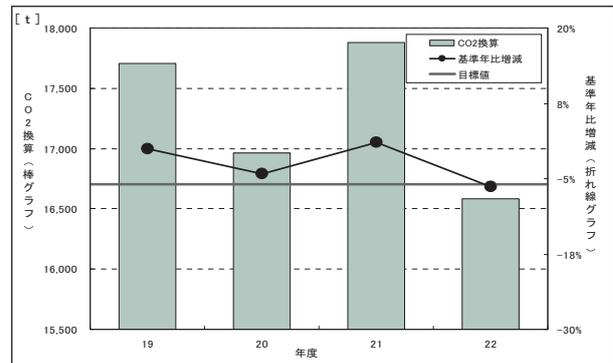
平成22年度の主な推進状況は次のとおりです。

①省エネルギー

電気、ガス、灯油、自動車燃料等エネルギーに関するものは、使用量を二酸化炭素排出量に換算して、平成19年度を基準として6%の削減をめざしています。

平成22年度は基準年度比では6.3%減少しました。前年度と比べると、猛暑等の影響によりエネルギー使用量は増加しましたが、二酸化炭素排出量の大部分を占める電気に関して、関西電力の原子力発電設備の利用率増加等により二酸化炭素排出係数が減少したため、二酸化炭素排出量が減少しました。

エネルギー使用量の推移

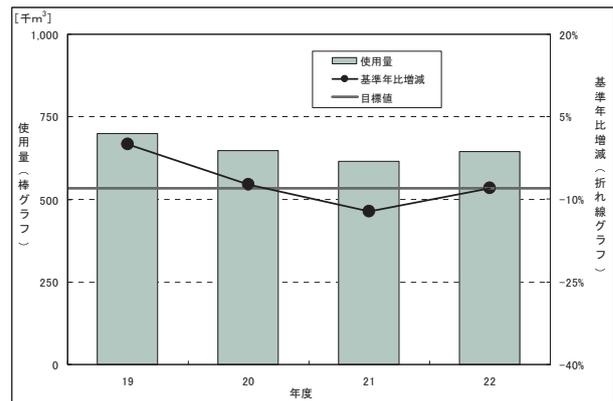


②水道使用量

平成19年度の使用量を基準として、8%の削減をめざしています。

平成22年度は基準年比では7.9%減少しました。前年度と比べると、水道使用量は増加しましたが、トイレへの擬音発生装置の設置や職員の節水に対する意識の向上により、目標に近い水準となっています。

水道使用量推移

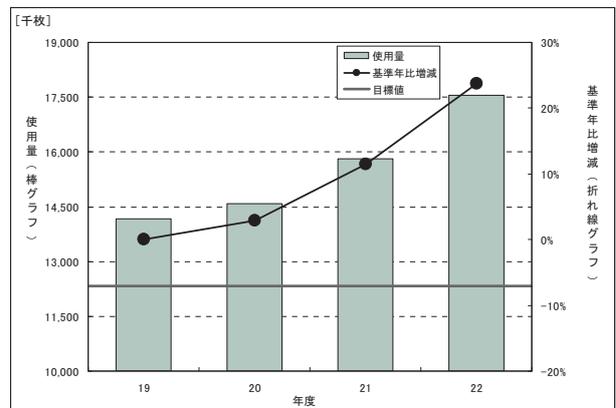


③コピー用紙使用量

平成19年度の使用量を基準として、7%の削減をめざしています。

平成22年度は基準年度比・前年度比ともに増加しました。基準年度比では23.8%の増加となっており、今後も引き続き「エコオフィスプランいばらき」に基づく取組を進め、庁内文書はできる限り両面印刷を行い、支障のないものには裏紙を利用するほか、庁内LANを活用するなどの実践をさらに進めていきます。

コピー用紙使用量推移

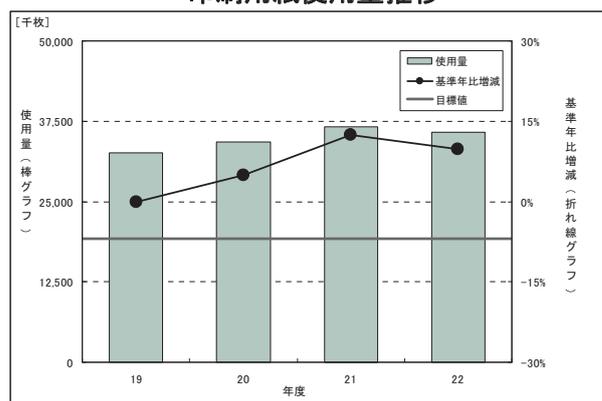


④印刷用紙使用量

目標はコピー用紙と同様に、平成19年度の使用量を基準として、7%の削減をめざしています。

平成22年度は基準年度比では9.8%増加しました。コピー用紙と同様に、本庁舎、出先機関等ともに数値が増加しているため、「エコオフィスプランいばらき」の取組を全庁的に徹底して行う必要があります。

印刷用紙使用量推移

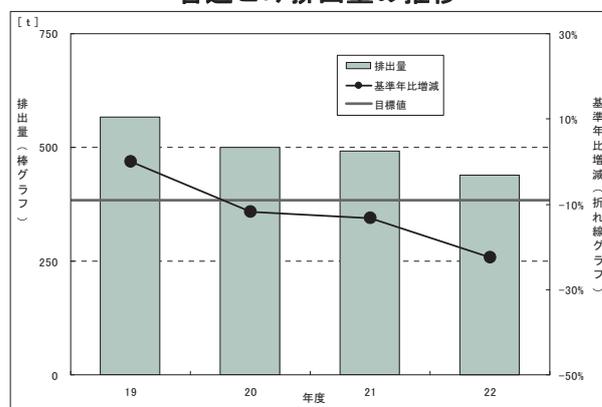


⑤廃棄物の減量

本市の施設には、本庁舎などの事務室をはじめ、学校などの教育施設等多くのものがあり、排出されるごみも様々です。目標は平成19年度の排出量を基準として、9%の削減です。

平成22年度は基準年度比では22.4%減少しました。目標は達成されていますが、これからもさらに紙類の分別徹底や生ごみを発生する施設での減量等、様々な取組を進めていきます。

普通ごみ排出量の推移



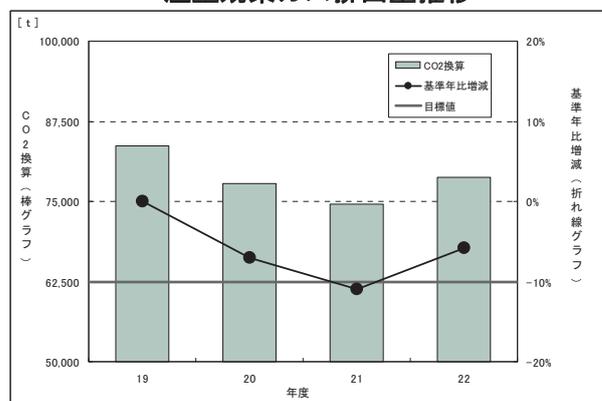
⑥地球温暖化対策に関する取り組み

平成15年3月まで単独の計画で取り組んできた地球温暖化対策ですが、見直し後は、平成19年度を基準として10%の削減をめざしています。

平成22年度は基準年度比では5.8%減少しました。エネルギー使用量に伴う温室効果ガス排出量は前年度に比べ減少しましたが、環境衛生センターで処理するごみ量の増加や、ごみに含まれるプラスチック量の増加により、温室効果ガス排出量は全体として増加しています。

温室効果ガスを削減するためには、市民の皆さんの家庭から出るごみの減量が大きなカギとなっています。皆さんも「いばらき環境家計簿」などを活用していただき、3Rを推進することで、ともにごみの減量に取り組みましょう。

温室効果ガス排出量推移



⑦グリーン購入

本市を一消費者として考えると、様々な物品などを多量に使用しています。これらの商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することを「グリーン購入」といいます。

本市では「茨木市グリーン調達方針」（後述）を策定し、環境に配慮した商品を購入するよう努めています。

⑧推進組織の活動

「茨木市環境基本計画」、環境マネジメントシステムとともに、本計画に係る施策を総合的に推進するために「茨木市環境管理推進組織」を設置しました。この組織は、最高責任者に環境管理統括者（市長）を、その下に環境管理責任者（産業環境部担当副市長）を置き、本計画の推進について統括管理を行います。また、本計画に係る施策の推進に必要な事項を総括的に審議するため、「環境管理委員会」を設置し、平成 22 年度は 2 回開催しています。

そのほか、平成 18 年度に公共工事分科会及びイベント分科会を、平成 19 年度にグリーン購入分科会及びエネルギー分科会を設置し、各分野の具体的な推進方策を検討するために開催しています。

⑨昼休みの消灯等

市役所に来られた方はご存じかもしれませんが、昼休みには市民サービスの低下につながらない範囲で消灯を行っています。少し薄暗くなっていますが、みなさまのご協力をお願いします。

また、消灯していても事務は行っていますので、ご利用の際は遠慮なくお声をかけてください。

他にも、17 年度から夏期のエコスタイルを実施しております。地球温暖化対策のため、冷房設定温度を 28℃とし、男性職員はノーネクタイで勤務しています。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



軽装で勤務する職員

2 「茨木市グリーン調達方針」

本市ではこれまでもグリーン購入ネットワーク（GPN）に加入したり、「エコオフィスプランいばらき」に沿って環境に配慮した事務用品を購入するなど、様々な取組を進めてきました。一方、平成 13 年 4 月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（通称：グリーン購入法）」が全面施行され、地方公共団体に対して毎年度調達方針を作成する努力義務が課せられました。これを受け、14 年 3 月に本市の調達方針である「茨木市グリーン調達方針」を作成しました。この方針では、国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に掲げる「判断の基準」及び「配慮事項」に基づいて調達される物品等が全物品の金額に占める比率の具体的な目標を定めています。

平成 22 年度の推進状況は、次のとおりです。

特定調達物品のグリーン購入実績

分類	目標	実績		
		20年度	21年度	22年度
紙類	90%	96.5%	93.7%	88.2%
文具類	100%	79.7%	92.7%	93.3%
オフィス家具等	100%	78.8%	45.6%	96.8%
OA機器	100%	92.0%	83.2%	91.4%
家電製品	100%	68.8%	84.1%	12.5%
エアコンディショナー等	100%	87.6%	50.0%	100%
温水器等	100%	70.3%	100%	0%
照明	70%	51.1%	67.1%	87.2%
自動車	100%	84.9%	90.8%	9.8%
消火器	100%	100%	92.1%	12.2%
制服・作業服	80%	69.3%	78.4%	69.9%
インテリア・寝装寝具	100%	40.4%	22.3%	16.6%
その他繊維製品	100%	6.9%	13.6%	3.6%
作業手袋	100%	0%	75.1%	24.2%
防災備蓄品	100%	100%	97.7%	95.7%
印刷	90%	74.8%	78.1%	75.9%
全ての特定調達物品	—	77.6%	78.6%	76.8%

3 「茨木市エコイベント実施手順書」

(1) 計画の概要

平成 19 年度から本市が主催、共催、又は実行委員会等の構成員となっているイベント行事について、環境配慮を進めていくため、イベント分科会において「茨木市エコイベント実施手順書」を策定し、実施しています。

市民・来場者に対する環境配慮の呼びかけ、交通手段、省エネルギー、省資源、ごみ等に関する環境配慮事項の取り組みを設定しており、1,000 人以上の参加が見込まれるイベントについては、イベント分科会事務局に「エコイベントチェックシート」の提出を義務付けています。

(2) 「茨木市エコイベント実施手順書」の推進状況

平成 22 年 1～12 月までにイベント分科会事務局にチェックシートの提出があったイベントは 13 件で、エコイベントの趣旨及び取組の周知や適正な室内温度（夏季 28℃、冬季 20℃）の設定、ごみの分別等、環境に配慮したイベントが実施されています。

4 「茨木市公共工事に係る環境配慮手順書」

(1) 計画の概要

平成 14 年 3 月に「茨木市公共工事に係る環境配慮指針」を策定し、公共施設の建築・改修・建て替え等の計画時において、設計段階から施行、運用、廃棄まで全般にわたる環境への負荷の低減に取り組んできました。

そして、平成 19 年度からは、公共工事分科会において、従来の「茨木市公共工事に係る環境配慮指針」を引継ぎ、「茨木市公共工事に係る環境配慮手順書」を策定し、実施しています。

この手順書は、

- 1 低公害型機械等の使用
- 2 リサイクル材の使用推進
- 3 建設副産物の分別・リサイクル
- 4 建設廃棄物の分別及び適正処理
- 5 一般廃棄物の分別及び適正処理

の 5 つの環境配慮項目を設定しており、工事設計額が 1 千万円以上のものについては、「公共工事における環境配慮項目チェックシート」の作成を義務づけています。

(2) 「茨木市公共工事に係る環境配慮手順書」の推進状況

平成 22 年 1～12 月までに公共工事分科会事務局に報告があった工事は 140 件で、再生資材利用率や副産物のリサイクル率などが高くなっており、環境に配慮した公共工事が実施されています。

5 市における環境管理制度とその取組

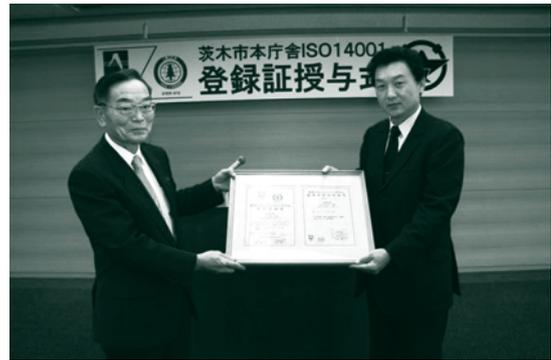
(1) 市庁舎本館・南館における ISO14001 に関する取り組み

① ISO14001 の認証取得

本市においては、今日の社会ニーズに応えるために、市の行政事務や公共事業に伴う環境負荷を削減することはもとより、市民や企業の先頭に立ち、環境配慮行動を社会全体に浸透させていくという行政の使命があります。この使命を果たすには、自らが環境配慮行動を確実に実践し、継続的な改善に取り組むことが必要です。

本市に与えられた使命を果たし、「環境実践都市一茨木」の実現をめざすため、市庁舎本館・南館における ISO14001 認証取得に向けて取り組むこととしました。

平成 18 年 6 月 28 日にキックオフ宣言を行い、平成 18 年度中に ISO14001 規格の要求事項に基づき、本市の環境マネジメントシステムを構築し、平成 19 年度から運用を開始しています。その後、第 3 者機関による外部審査を受審し、10 月 12 日に認証を取得し、平成 22 年 10 月 12 日には、認証取得を更新しました。



ISO14001 審査登録証授与式

②平成 22 年度の取組内容

本市では、全ての事務事業に伴う環境への影響を調査し、著しい影響（環境に有益及び大きく有害なもの）を与える事務事業について、各所属ごとに目標を定め、環境配慮活動に取り組んでいます。

また、各所属の事務の特性に応じて、市長が策定した環境方針の実現に資する活動に取り組んでいます。

【全ての職員が取り組むエコオフィス活動】

- ア 普通ごみ排出量の削減
- イ 用紙類使用量の削減
- ウ グリーン購入の推進
- エ 自動車燃料使用量の削減
- オ 電気使用量の削減
- カ ガス使用量の削減
- キ 水道使用量の削減



ISO14001 認証取得懸垂幕

【各所属での独自の取組】

- (例) ボランティアとの協働による森林整備の推進
- (例) 住宅用太陽光発電システム補助制度の推進
- (例) 市道における全ての不法投棄物の適正処理
- (例) 大気環境、河川水質、河川底質のダイオキシン類濃度の測定及び結果の公表
- (例) 関係団体へのエコオフィス活動推進の啓発
- (例) 広報誌での環境に関する啓発記事の掲載

③平成 22 年度の取組実績

エコオフィス活動のうち、普通ごみ排出量及び水道使用量については、概ね、目標を達成しています。しかし、グリーン購入率については、前年度から数値が低下しています。また、昨年の猛暑等の影響により電気及びガス使用量が増加しており、目標を達成していません。その他、エコオフィス活動以外の環境基本計画掲載施策等に関する活動については、9割以上の取組が計画どおり達成されています。

ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムは、PDCAサイクルにより毎年継続的に改善し、効果を上げていくことが求められています。

今後、平成 22 年度に達成できなかった取組はもちろん、その他、全ての取組について、より効果的な環境配慮活動を実施できるよう、努めていきます。

(2) ISO14001 茨木市消防本部環境マネジメントシステムの取組

①認証取得

消防本部・署では、平成 19 年 1 月 19 日に 1 本部 1 署 7 分署を一括した、マルチサイト認証で「ISO14001」を認証取得し、平成 22 年 1 月 19 日に認証を更新しました。現在、消防本部単独での認証取得は全国で唯一となっています。火災は、現場から様々な有害物質を発生させ、地球環境へ大きな負荷を及ぼします。そのため、消防本部としては、火災件数及び焼損面積の減少を目標に、環境への取組を行っています。これからも、引き続きこれらの消防の特色を十分に活かした環境配慮活動を推進していきます。

②平成 22 年度の取組内容

消防本部・署が実施する全ての事務事業を対象に、環境への影響の有無を調べ、重点管理すべきもの（著しい環境側面）と特定したものに、「環境目的」及び「環境目標」を設定し、取り組んでいます。

なお、エコオフィス活動及び順法項目等は維持管理項目として、日常管理を行っています。

【目標設定項目】

- ア 庁舎滞在時間短縮の啓発
- イ 職員の環境啓発（eco 通信の配信）
- ウ 赤色灯の LED 電球への切替
- エ エコ庁舎について検討（移転・新築：西河原分署）
- オ 低公害車（消防車両）の導入

- カ CO₂ 排出量の抑制（交通安全講習会の実施）
- キ 防火査察に関すること（査察件数）
- ク その他の火災予防に関すること（住宅用火災警報器普及率、児童防火教育）
- ケ 定期的な各種消防訓練の実施
- コ 定期的な救助訓練の実施
- サ 車両出署時に広報を実施し、火災予防啓発

【（維持管理項目）環境配慮活動の主な内容】

- ア ごみを出さない体質作りとして、庁舎内の整理整頓を徹底的に実施。
- イ 自動車排出ガスの削減のため、マイカー通勤の自粛、アイドリングストップの徹底（緊急走行時を除く）、自動車・単車使用の自粛（半径 1.7km 以内は、自転車を活用）
- ウ 地水利等調査（パトロール）を兼ねた環境美化活動を実施し、本来業務に加えて環境美化活動、環境啓発のPRを市内全域で行う。自動車排出ガス削減のため、専用のエコ三輪自転車と赤バイを使用。それぞれ小型消火器、防火標語の書かれたボックスを装備。
- エ エネルギーの有効利用として、省エネの推進。
電気について、OA用テーブルタップの設置や不要な照明の消灯を徹底。
ガスについて、風呂湯沸器の点火・消火時間の管理、夏場（7月～9月）は、シャワーのみの使用に切り替え。
水道について、トイレ、蛇口及びシャワーヘッドに節水コマを設置。
- オ 市民への環境啓発活動として、毎年、家族が一緒になって参加できるイベント「市民と消防フェスティバル」を開催。環境負荷物質の削減や、環境負荷軽減活動のPRを行っている。
- カ 火災件数、焼損面積の減少を図るため住宅用火災警報器の促進及び放火防止対策の推進。
- キ 救急業務から発生する感染性廃棄物の適正処理、滅菌器から排出される酸化エチレンガスの除去の徹底。
- ク 下井分署に太陽光発電装置を設置。

③平成 22 年度の取組実績

目標設定している取組については、全て目標を達成しています。また、エコオフィス活動などの維持管理項目については、概ね前年度水準を維持しています。
これからも環境マネジメントシステムを継続的に発展させながら、環境配慮活動に取り組みます。

6 環境に配慮した公共建築物

(1) 有害化学物質対策

学校、消防分署等の改修工事については環境衛生や管理の面から、厚生労働省、文部科学省等により「揮発性有機化合物による室内空気中の化学物質の濃度基準」が定められており、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物ができるだけ含まれていない建築資材や塗料を使用すると共に、工事完了時に施設の部屋の用途により室内空気濃度の測定を行い、その測定値が基準以下となっていることの確認をしています。

(2) その他の対策

学校、消防分署等の改修工事においては、従来の塩化ビニル絶縁電線に替えて、燃やしても有毒物質の発生しない非塩化ビニル系絶縁電線（エコ電線）を採用しています。

7 職員の環境保全意欲の増進に関する施策

(1) 本市職員を対象とした環境研修の実施

平成12年度から、環境に関する研修を人事課と環境政策課との共催で実施しており、平成19年度以降は環境マネジメントシステムに関する研修を実施しています。

① 環境マネジメントシステムに関する研修

- 【目的】 職員の環境保全意識の高揚を図る。
- 【実施日】 平成22年5月13日（木）、5月14日（金）
- 【実施場所】 男女共生センターローズWAM ワムホール
- 【テーマ】 『環境マネジメントシステムについて』
- 【講師】 株式会社 知識経営研究所 チーフコンサルタント 伊藤 貴紀 氏
- 【内容】 IS014001の認証取得にあたり、環境マネジメントシステムをより円滑に運用するために必要な知識を習得するとともに、市職員として環境保全意識の高揚を図る。
- 【参加人数】 延べ256人

(2) 環境教育推進のための職員研修

① 保育所保育士研修

- 【目的】 幼児期の環境教育の重要性を再認識し、日常保育の中で実践するために保育所職員を対象に実施。幼児に対する環境教育の推進及び指導者の環境意識の向上を図る。
- 【実施日時】 平成22年10月18日（月） 午前9時30分～11時30分
- 【実施場所】 茨木市立郡保育所
- 【テーマ】 「自然であそぼ」
- 【講師】 大阪大学 サステイナビリティ・デザインセンター 特任教授 栗本 修滋 氏
- 【内容】 一部として、子どもたちを対象に、ドングリを題材にした紙芝居や実際にドングリを触りながら話を聞く。その後、所庭にて、木や草の種、葉っぱ等を虫メガネを使って観察する。二部は、保育士に葉っぱや花など植物の基礎知識、散歩での注意点、マムシ、スズメバチに出会ったときの対処法等を聞き学ぶ。
- 【参加人数】 保育士（10保育所5歳児担任） 11人 郡保育所5歳児 28人

②幼稚園教員研修

- 【目 的】** 幼児期の環境教育の重要性を再確認し日常保育の中で実践するために幼稚園教員を対象に実施。
- 【実施日時】** 平成22年11月13日(土) 午前9時～午後3時
- 【実施場所】** 茨木市青少年野外活動センター
- 【テ ー マ】** 野外活動に取り組む
- 【講 師】** 茨木市教育委員会教育長 八木 章治
茨木市青少年課 山内 得世
- 【内 容】** 午前9時30分から10時
入所式・挨拶
午前10時から正午
林業ボランティア
チームのメンバーと自然の息吹、自然破壊の怖さを感じながら山の整備
午後1時から3時
参加型研修
自然の中で実際に動植物・小さな命の営みを観察しながら、課題を検討。
午後3時から
退所式・挨拶
- 【参加人数】** 教員 47人